



社労士 AI 通信

社会保険労務士あがわといしぜきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月のトピックス】

- 今月の風景～三春の滝桜
- 労働者派遣法改正が可決成立・公布されました！
- あがわ・いしぜきのセミナー情報
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 総務ご担当者のための「お仕事カレンダー」

【今月の風景～三春の滝桜】

日本三大桜に数えられる福島県三春町の滝桜。樹齢 1000 年の時を重ねながら、流れる滝のような優美な姿は本当に感動的です。この写真は福島に住む親戚と 10 年前に訪れた時のもの。まさにこれから満開を迎える季節です。三春の滝桜に一日も早い東北の復興をお祈り申し上げます。

労働者派遣法改正が可決成立・公布されました！

労働者派遣法の改正法が3月28日、参議院本会議で可決成立し、4月6日に公布されました。今回の法改正は、平成22年に民主党政権により提出された改正案が野党の反対で成立しなかったため、当初の法案から登録型派遣の原則禁止規定と製造業務への派遣の原則禁止規定が削除され、禁止される日雇派遣の範囲を2ヶ月以内から30日以内に縮小されました。また、違法派遣に対する直接雇用申込みみなし制度の施行については、3年の猶予期間が設けられました。なお、今回の改正で法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記することにより、派遣労働者保護のための法律であることが明確にされ、目的規定にも「派遣労働者の保護・雇用の安定」が明記されました。

<改正労働者派遣法のポイント>

- 事業規制の強化
- 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善
- 違法派遣に対する迅速・的確な対処

【詳しくはこちら/厚生労働省 HP より】

労働者派遣法改正の概要

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/roudou_haken0329.pdf

労働者派遣パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/haken-shoukai15/>

【あがわ・いしぜきのセミナー情報】

◇ 派遣元責任者講習

派遣元責任者講習を7月より開催します。

スケジュールの詳細は E-mail : info@qualitas-sr.jp までお問い合わせください。

◇ 改正・育児介護休業法 企業対応セミナー

～労基署はココをチェックする！改正育児・介護休業法～

第1回：5/25(金)、第2回：6/22(金) ※いずれも同内容で開催いたします。

主催/株式会社ウェルネット

<http://www.wellnet-jp.com/news/news120310.html>



【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽な発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に悪戦苦闘する先輩のU子（ユウコ）。
御社でもこんなこと、ありませんか〜？



第1回：保険料改定

（雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条、厚生年金保険法第81条、健康保険法第160条）

平成24年4月から、保険料の改定が行われました。雇用保険は昨年度と比較して労使ともに1/1000ずつ引き下げられ、一般の事業では5/1000（労働者）と8.5/1000（使用者）になりましたが、一方、協会けんぽの健康保険料は、4月納付分（3月分保険料）から全国平均で95/1000から100/1000と大幅に引き上げられてしまいました。

お気楽AI子：「すみませ〜ん。ちょっと聞きたいんですけど〜！なんか今月のお給料、先月と同じだけ働いたのにちょー減ってるんですけど〜。」

先輩U子：「えっ（知らないわ〜！実はわたしも気になってただけど）、ちょっと総務に聞いてみたら？」

総務担当者：「ああ、それは今月から健康保険の保険料が改定になっているんですよ。秋にはまた厚生年金も上がるし、大変ですよ〜」

-----（帰社時間後）-----

先輩U子：「あれっ？今日はずいぶん遅くまで残っているのね。仕事終わらない？」

お気楽AI子：「え〜上がった保険料分残業して取り戻さないとい、生活苦しくなっちゃうし〜。」

先輩U子：「…うちの残業は事前申請制でしょ〜！」

厚生年金も、毎年秋に、現行の164.12/1000から平成29年まで3.54/1000ずつ、183/1000まで上がることが決まっています（労使折半）。AI子さんのようにムダに残って残業代をもらおうなんてお気楽社員、まさか御社にはいませんよね！？



コーヒープレイク〜不思議総合研究所より〜

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国のおもしろスポットについてご案内いたします。

第1回：明治神宮（東京都渋谷区代々木）

以前、この神宮内にある清正井を手相芸人の島田某が「携帯の待受画面にすると運気が上がる」と番組内で紹介して以来、一時期は整理券が必要になるくらい有名になりました。しかしながら、明治神宮内にある本当のパワースポットはじつはこの清正井ではありません。では、その本当のパワースポットとは！？「社労士AI通信」の読者の皆様だけに、特別にお伝えします。

それは…清正井がある明治神宮御苑のとある場所。北門から入場して、隔雲亭を右手に見つつ、清正井の手前の菖蒲田まで進みます。その菖蒲田の前の苔が生えている小さな空間がそれ！！あたかも立ち入り禁止のように、入口には丸太でつかえ棒がしてありますが、中に入っても警備員さんから注意されることもありません。ここは、その筋の人たち曰く「愛の泉」として、明治神宮ができるはるか昔の古代から、祭壇として使われていたとか。…愛なんですね！石関と阿河も年始にこの場所でパワーをいただき、帰りにお釣台に立ち寄って南池を臨んで撮った写真がこちら。神々しいまでに降り注ぐ光に無限の愛を感じませんか？





総務ご担当者のための 5月のお仕事カレンダー

【5月のトピックス】 5月5日の「こどもの日」から1週間は、「児童福祉週間」です。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000028nj0.html>

➤ 5月中に準備しておきたいこと

- 平成 24 年度の労働保険の年度更新の準備 年度更新手続き時期は 6 月 1 日～7 月 10 日です。
 参考リンク：厚生労働省「労働保険年度更新に係るお知らせ」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/>
 ＊平成 24 年 4 月 1 日から労働保険料率に変更されたのでご注意ください！
- 住民税の改定対応 6 月より住民税が改定されます。5 月の給与計算後、早めに入力等の準備を。
- 賞与決定までの準備

➤ 5月の業務

日付	内容
5 月 10 日 (木)	一括有期事業開始届（建設業）届出 主な対象事業：概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事 参考リンク：電子政府の総合窓口 イーガブ http://bit.ly/HZUh7R （URL を短縮しています。そのままクリックしてください）
5 月 10 日 (木)	4 月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付 参考リンク：国税庁「源泉所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
5 月 15 日 (火)	障害者雇用納付金の申告期限 参考リンク：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「障害者雇用納付金等の申告・申請・納付の手続について」 http://www.ieed.or.jp/disability/employer/koyounoufu/term.html
5 月 31 日 (木)	4 月分健康保険・厚生年金保険料の支払 参考リンク：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

社労士 AI 通信 お問い合わせ・ご相談

クオリタス社会保険労務士事務所
 特定社会保険労務士 阿河 敬子
 TEL :03-6435-3188 FAX :03-3452-8613
 E-mail : info@qualitas-sr.jp
<http://qualitas-sr.jp/>



いしぜきマネジメント・オフィス
 特定社会保険労務士 石関 裕子
 TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
 E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士あがわといしぜきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・創刊号」はお楽しみいただけましたでしょうか。最新の法改正や身近な労務問題をわかりやすくご紹介することで、皆様のお役に立てる情報を親しみやすい内容で配信していく所存です。どうぞ宜しくお願い申し上げます。是非「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などもお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります！